

平成21年1月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成21年1月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成21年1月8日(木) 午後3時00分 開議
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 報告第22号 市川市教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則の制定に関する臨時代理の報告について
報告第23号 市川市放課後保育クラブの指定管理者の指定及び告示に関する臨時代理の報告について
 - 6 その他
 - (1) 平成20年度12月定例市議会について
 - (2) 市川市教育振興基本計画について
 - (3) 平成20年度2月補正予算(案)について
 - (4) 学校版環境ISO認定式について
 - (5) 中学生海外派遣事業(受入事業)について
 - (6) 学校給食費について
 - (7) 市立小学校放課後保育クラブ運営基準の改善に関する陳情について
 - 6 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 報告第22号 市川市教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則の制定に関する臨時代理の報告について
報告第23号 市川市放課後保育クラブの指定管理者の指定及び告示に関する臨時代理の報告について
 - 2 その他
 - (1) 平成20年度12月定例市議会について
 - (2) 市川市教育振興基本計画について
 - (3) 平成20年度2月補正予算(案)について
 - (4) 学校版環境ISO認定式について
 - (5) 中学生海外派遣事業(受入事業)について
 - (6) 学校給食費について

(7) 市立小学校放課後保育クラブ運営基準の改善に関する陳情について

5 出席委員 五十嵐 芙美子
吉岡 博之
井関 利明
宇田川 進
西垣 惇吉

6 出席職員、職・氏名

| | | | |
|----------|--------|----------|--------|
| 教育次長 | 松永 潤 | 教育総務部長 | 小川 隆啓 |
| 学校教育部長 | 田中 庸惠 | 生涯学習部長 | 田口 修 |
| 教育総務部次長 | 栗原 久則 | 学校教育部次長 | 山崎 繁 |
| 生涯学習部次長 | 浮ヶ谷 隆一 | 教育政策課長 | 青木 一雄 |
| 人事福利担当室長 | 山田 修一 | 就学支援課長 | 松本 辰夫 |
| 教育施設課長 | 渡邊 静男 | 義務教育課長 | 古山 弘志 |
| 指導課長 | 高橋 邦夫 | 保健体育課長 | 西川 裕二郎 |
| 教育センター所長 | 伊東 秀樹 | 生涯学習振興課長 | 齋藤 忠昭 |
| 地域教育課長 | 浅岡 裕 | 青少年育成課長 | 曾根 洋次郎 |
| 公民館センター長 | 堀切 公雄 | 中央図書館長 | 露木 芳輝 |
| 考古博物館長 | 石毛 一成 | | |

7 事務局職員、職・氏名

| | | |
|-------|-----|-------|
| 教育政策課 | 主 幹 | 大嶋 章一 |
| 〃 | 副主幹 | 谷内 弘美 |
| 〃 | 主 任 | 堀 優子 |

○ 五十嵐委員長

ただいまから、平成21年1月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の全員が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは、日程に従い議事を進めます。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は委員長、井関委員、西垣委員を指名いたします。続きまして、本日は議案はないことから、議事5報告に入ります。報告第22号 市川市教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則の制定に関する臨時代理の報告についての説明を求めます。

○ 教育政策課長

お手元の資料1ページから14ページをごらんください。今回の規則の制定は、市川市立図書館の設置及び管理に関する条例が、平成20年12月市議会定例会において可決、制定され、平成21年4月30日から市川駅南口図書館の管理を指定管理者に行わせることとされました。これに伴い、平成21年2月の市議会定例会に指定管理者の指定の議案を提案する必要があり、早急に指定管理者の候補者の選定を開始しなければならないところである。そのため、市川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき指定管理者の指定の手續等を行うため、同条例の施行に関し、市川市教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手續等に必要な事項を定め、速やかに施行させる必要があるため、公布の日を施行期日とするもので、定例委員会に議案としてお諮りしているいとまがございましたので、市川市教育委員会事務委任規則第2条の規定により、平成20年12月14日に別紙のとおり臨時代理させていただきましたので、同規則第3条の規定により報告するものです。今回の規則の制定については、市川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、指定管理者の指定の手續を行うため様式を定めたものです。まず5ページをごらんください。様式第1号、市川市教育委員会公の施設の指定管理者指定申請書です。次に6ページをごらんください。様式第2号、市川市教育委員会公の施設の指定管理者指定通知書です。7ページをごらんください。様式第3号、市川市教育委員会公の施設の指定管理者申請内容変更等承認申請書です。次に8ページをごらんください。これは様式第3号その2になります。市川市教育委員会公の施設の指定管理者申請内容変更等承認申請書です。次に9ページをごらんください。様式第4号、市川市教育委員会公の施設の指定管理者申請内容変更等承認通知書です。次に10ページをごらんください。市川市教育委員会公の施設の指定管理者申請内容変更届です。次に11ページをごらんください。様式第6号、市川市教育委員会公の施設の指定管理者協議内容変更協議申出書です。次に12ページをごら

んください。様式第7号です。市川市教育委員会公の施設の指定管理者協議内容変更届です。次に13ページをごらんください。様式第8号、市川市教育委員会公の施設の指定管理者指定取消し等命令書です。以上報告を終わります。様式を定めたものです。

○ **五十嵐委員長**

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ **宇田川委員**

公の施設というのは、どんなものがあるのでしょうか。様式にはどれも題名に「市川市教育委員会公の施設」とついていますが、私のイメージでは公民館だとか図書館だとかしかないものですから、ほかにどんなものがあるのかと思ひましてね。

○ **教育政策課長**

少年自然の家や菅平高原いちかわ村があります。

○ **五十嵐委員長**

学童は違うのですね、公の施設ではないのですね。

○ **教育政策課長**

学童も施設としては含みます。

○ **青少年育成課長**

私の記憶でございしますが、自治法では公の施設というものを1章設けております。住民の利用に供する施設という定義になっているはずです。ですから、当然のことながら公民館とか放課後保育クラブとか道路とか、そういうものも公の施設と法体系では位置づけられています。今回の指定管理につきましては、公の施設については市が直営でやるのですが、条件が整えば指定管理できると今進んできていますので、その手続を定めた規則ということだと思います。

○ **吉岡委員**

9ページの様式ですけれども、これは承認する承認しないというのはどこで決めるのですか。今まで教育委員会でこういうのを全部諮ったことはないですね。

○ **生涯学習部次長**

市川市教育委員会公の施設の指定管理者に応募するものは、5ページの様式第1号、市川市教育委員会公の施設の指定管理者指定申請書により教育委員会に提出します。募集締め切り後、提出した内容に変更等がある場合、応募者は7ページの様式第3号や8ページの様式第3号（その2）の申請内容変更等承認申請書を教育委員会に提出することができます。その内容の適否を教育委員会が判断し、その結果を9ページの様式で通知することになります。この一連の事務手続きは、教育委員会公の施設を所管する担当部署で行うことになり、教育委員会には必要に応じて報告等することになると考えて

います。

○ **吉岡委員**

そのたびにこの教育委員会でやるのは結構大変だと思いました。即刻こういう決断をしなくてはいけない場合も起こってくる訳ですから。

○ **五十嵐委員長**

公正な立場で、しっかりした手続きに基づいてすすめていくための様式ということですね。それでは、厳正なる審査をお願いいたします。ほかに質疑がないようですので、報告第22号を終了いたします。次に、報告第23号 市川市放課後保育クラブの指定管理者の指定及び告示に関する臨時代理の報告についての説明を求めます。

○ **青少年育成課長**

その前に説明を補足させていただきたいのですが、指定管理者制度につきましては条例と規則で運営されています。条例は全市的な条例なのですが、規則、手続関係は、従来、市長部局の規則だけでした。そしてその規則の中に、教育委員会についてはどのようにするという規定がありました。放課後保育クラブにつきましては、これからご説明する内容につきましては、旧の市長部局の規則に基づいて事務を進めております。ただ、法務課で、教育委員会のことについて市長部局の規則で定めるのはそぐわないのではないかというような指摘がありまして、市長部局の規則とは別に教育委員会の規則を定めたのが今回の規則であります。もう1点は、教育委員会所管の公の施設で指定管理を導入しているのは、放課後保育クラブが初めてです。ただ、様式類を実際に適用するのは図書館からということになります。それでは報告第23号でございますが、最初に17ページをお願いいたします。12月定例市議会におきまして、放課後保育クラブの指定管理者の指定議案について、17ページのとおり可決の議決をいただきました。指定管理者の手続条例では、議決（可決）を経た後で当該候補者を指定し、また指定したことを告示するものと定められています。ですから、放課後保育クラブにつきましては、教育委員会が指定管理者として社会福祉協議会を指定するということと、指定したことを告示する、それが15ページに載っている告示です。今回指定管理者の指定告示が全庁的に全部で4課ありました。そして、それが同時に事務が進んできておりましたので、指定の告示を同時に行うという考えがございましたので、12月17日付で告示をしております。そのために、本来は指定管理者の指定について議案でお諮りするべきところですが、いとまがありませんでしたので臨時代理をもって決裁させていただきました。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。保育クラブは、今回は教育委員会の指定はなかったですか。

○ **青少年育成課長**

前回指定管理の事務を進めたときは、市長部局のこども部にありましたが、今回が初めてです。

○ **五十嵐委員長**

わかりました。どうぞよろしくお願ひいたします。他に質疑がないようですので、報告第23号を終了いたします。続きまして、その他に入ります。(1)平成20年12月定例市議会について説明してください。

○ **教育次長**

私のほうから平成20年12月定例市議会の報告をさせていただきます。前回は半分ぐらひやりしましたので、その続きということです。議会の日程は11月28日から12月16日の19日間、議案は4本、南口図書館の開館に伴う条例の改正です。それから補正予算、保育クラブの指定管理者の選定についてです。これはすべて本会議では可決されました。ただ、図書館の指定管理につきましては、本会議では可決されましたけれども、議案質疑の段階で、または環境文教委員会などで多くの意見をいただきましたので、現在それらを参考に指定管理者の選定、そして4月末オープンに向けて慎重に、かつ肅々と準備を進めているところでございますので、申し添えておきます。一般質問ですけれども、35名の議員から質問があり、教育委員会関係は17名から質問がありました。お手元にあります通告書の抜粋の内容のとおりですけれども、教育総務部関係では、幼稚園の問題が多く取り上げられまして、振興費補助金の教材費の必要性について、預かり保育促進、拡充に向けての助成について、家庭教育学級を私立で行うための補助金について、公立・私立幼稚園における保育年齢の格差の解消について、保育園、幼稚園の保育料無料化の範囲の拡大について、幼児教育振興審議会の答申に対する市教育委員会の考え方、実現方法について、私立幼稚園協会等から出された平成21年度幼児教育振興に関する要望に対する考え方とその対応についてなど、幼稚園関係以外では、高校教育における私費負担の軽減についてということで、市の入学準備金の貸付制度、または奨学金制度の拡充について等の質問がありました。それぞれ数字を挙げて部長から説明申し上げて理解を得たところでございます。学校教育部関係では、携帯電話の扱い方ということで、1つは子どもたちにしっかりと携帯電話の正しい使い方を教えていきなさいという質問と、それからもう1つは、保護者にフィルターをさせて、保護者の力で被害を防いでいきなさいというような2つの質問がありました。それから、小中学校の校内暴力についてということで市内の状況を説明しましたがけれども、市川市は幸い発生件数等も全国レベルに比べますと多くありませんので、その実態を説明したところでございます。また、学校給食ということで、事故米混入問題の経過とその後の対応について、地産地消、産地直送、手づくり等、安全・安心な学校給食への取り組みについて、残渣量を減らす取り組みにつ

いて、学校の食器ということで強化磁器食器の導入のあり方について等の質問がありました。そのほか小学校の総合学習についてということで、11月に妙典小学校で船に乗せて三番瀬を見るというのがあったのですけれども、地元の協力を得てあのような体験学習をもっとふやしてはどうかなどという質問もありました。防犯教育についてということで、地域安全マップの取り組みについて、青色防犯パトロール活動の現状について、防犯まちづくりの推進について等の質問がありました。全国学力・学習状況調査を受けての学力向上政策の見直しについてということで、現状の説明を求めるような質問がありました。それから教育予算についてということで、OECD諸国の中で対GDP費で日本の教育予算が低いけれども、もっと国に増額を働きかけてみてはどうか、また市川市の教育予算の現状はどうかという質問がありました。外国人子女への支援とそれにかかわる教師についてということで、行き届いた処遇をということで、外国人子女への通訳のボランティアとかを雇っているわけですが、その処遇をもっと改善してはどうかという質問でした。小学校の英語教育についてということで、今後の教育課程での見通しと人員の配置について、市川市のエイズ教育の現状と対策について、遠距離通学の中学生に自転車通学の許可をなどという質問もありました。また、各学校で周年行事ということで、10年、20年、50年、100年とあるのですけれども、そういう行事のあり方について、特に来賓をどのような範囲で呼んでいるのかなどという質問がありました。普通学級に在籍する発達障害を伴った小中学生の特別支援のあり方について、全国的にBLS（ベーシックライフサポート）教育について、当市はどのように進めていくのかなどの幅広い質問がありましたけれども、これらも学校の様子とか現在の市教委の取り組みを説明し、理解を得たところでございます。最後になりましたけれども、生涯学習部関係では、議案質疑で部長は出番が多かったのですけれども、一般質問では余りなくて、一般質問の中では議案質疑に関連して、市川駅南口図書館について、どのような図書館づくりを目指して管理運営をしていくのか、それから市民への周知はどうするのか、名称及び名称の公募についてどう考えているのかというような質問がありましたけれども、それぞれ現状を説明して理解を得たところでございます。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

次に(2)市川市教育振興基本計画について説明してください。

○ **教育政策課長**

市川市教育委員会では、本市の教育行政を推進する指針として、平成13年1月に市川市教育計画を策定し、教育施策を進めてきました。また、平成18年3月、教育基本法の改正により、この取り組みをさらに進め、教育振興の一層の充実を図るとともに、教育を取り巻くさまざまな課題に対応するために、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を基本理念として、平成21

年度から5カ年間に取り組む施策をまとめ、市川市教育振興基本計画（案）を策定しました。そこで、この案を広く市民の皆様にお知らせするとともに意見の募集をし、計画に反映させてまいります。つきましては、市川市教育振興基本計画（案）パブリックコメントを次のとおり実施しますので報告いたします。意見を募集する案は、市川市教育振興基本計画（案）全文でございます。閲覧場所としましては、「広報いちかわ」への掲載、それから市のホームページ、教育総務部教育政策課、市政情報センター、市政情報コーナーに閲覧できる場所を設けてあります。意見対象者としましては、市内在住、在勤、在学の方、市内に事務所や事業所を有する個人、法人、団体。募集期間としましては、平成21年1月10日土曜日から2月9日月曜日まで1カ月間。意見の提出先としましては、教育委員会教育総務部教育政策課。いただいた意見は、類似の意見等、これに対する結果及び理由を取りまとめた上、担当課で、市政情報センター、市ホームページでお知らせする予定です。以上です。

○ **五十嵐委員長**

これは何回も練って意見をいただいたものですので、多くのパブリックコメントがいただけるといいですね。その辺のPRもあわせて丁寧にやっていただければと思います。よろしく願いいたします。次に(3)平成20年度2月補正予算(案)について説明してください。

○ **教育政策課長**

資料の18ページをごらんください。ここに示しました2月補正予算（案）の内容については、各課の要望状況です。今後予定されます財政部長ヒアリングや市長・副市長査定による調整の上、予算案として確定しますので、現在ではまだ流動的であることをご了承いただきまして、ご説明させていただきます。初めに、歳入歳出予算の歳入についてご説明いたします。第13款国庫支出金の小学校費及び中学校費国庫補助金の安全・安心な学校づくり交付金につきましては、今年度実施しております学校の耐震改修事業に対するものですが、国からの配分額が当初の見込みより増額の配分となったため、小中合わせて8,350万5,000円が増額となるものです。次に、同じく国庫補助金の公債費国庫補助金につきましては、史跡曾谷貝塚用地を購入した際に銀行などから借入れをした金額を返済する際に、国が返済額の80%を補助するものですが、当初見込みより償還利率が引き下げられたことに伴い、補助金についても減額となるものです。償還利率が当初2.3%から1.48%に引き下げられたことによります。第14款の県支出金につきましては、今年度新たに設置された放課後保育クラブに対する補助と、障害児を受け入れる保育クラブの補助基準額が引き上げられたため、3,502万円が増額となるものです。次に、第20款の市債につきましては、先ほど国庫支出金で説明した小中学校に対する安全・安心な学校づくり交付金が増額となることと、契約により事

業費が確定したため、市債については小中合わせて3,330万円が減額となるものです。歳入につきましては、合わせて8,209万6,000円の増額の要望をしております。続きまして、19ページの歳出をごらんください。小学校費及び中学校費の学校管理費につきましては、市内の小学校39校、中学校16校の電気・ガスなどの光熱水費が、先般の原油高に伴う影響等により不足が見込まれることから、小学校で3,520万1,000円、中学校で486万円を増額するものです。次に、学校給食費の光熱水費につきましては、こちらも学校給食の調理に使用するガス料金の単価の値上げ等により不足が見込まれることから、962万7,000円を増額するものです。また、委託料につきましては、学校給食調理業務委託を入札した際に、入札差金が生じたことから、1,208万4,000円を減額するものです。続きまして、図書館費の委託料につきましては、今年度実施した施設の総合管理業務などの入札の結果、入札差金が生じたため、3,802万7,000円を減額するものです。最後に、博物館費の工事請負費につきましては、今年度実施した収蔵庫内空調設備工事の入札の結果、入札差金が生じたことから、489万7,000円を減額するものです。歳出につきましては、合計で532万円の減額の補正を要望しております。以上でございます。

○ 吉岡委員

光熱費が結構かかっているのだけれども、将来的に学校をエコにするという意味で、例えば太陽パネルとかを設置するというのをやるといいのではないかと思います。今だんだん価格も安くなっているし、子どもたちへのエコ教育にもなる。今度予算を組むときに、モデル的にどこかつくってもいいですけども、そういうエコを考えたような学校施設を考えてもいいのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○ 教育施設課長

学校のエコ改修につきましては、私どもも各市の状況も視察させていただいております。来年度から順次実施していこうという計画があったのですが、財政的にも非常に厳しいということで、毎年もらっている施設修繕費の中で何とか部分的にも改修をしていきたいと考えております。今年度は大町小学校で、今、学校につきましては一日じゅう電気がついた状況になっております。そこを感知式にしまして、授業中は廊下の何灯か電灯が消える、またトイレについても人がいない間は消えている、そういうモデル的なこともやっております。子どもたちはずいぶんそれに興味を示しまして、教室等も率先して電気を消すという方向にも行っておりますので、今後もそういう形で進めていきたい。また、光熱水費の削減につきましては、緑のカーテンを21年度に何校かやってみたいと考えております。以上です。

○ 吉岡委員

私たちが小さいころは貧しかったせいか、親には、必要ないときは電気を消せと言われてましたが、今家庭でエコといっても、そういうことを言ってい

ないですね。例えば病室を見ると、お年寄りの病室は、みんな空調設備を毛嫌いしている。なれていないというのものもあるかもしれないけれども、嫌がるのです。若い人は、夏は冷凍室に入っているのかというぐらい冷やして、冬になるとがんがんに暖めてということをして、平気でしています。本当は家庭教育でもらいたいものだけでも、家庭教育は頼れない。だから学校でそういうのを教える意味で、電気のエコ教育とかを積極的にしたほうがいいのではないかと思います。

○ **井関委員**

そういうのは補助金はつかないのですか。

○ **教育施設課長**

エコに対しての補助金というのはあります。環境省でやっているものもありますし、また現在考えている屋上緑化についても補助が一部つくということは聞いております。ですから、そういうものも活用して、今後、施設整備は進めていきたいと思っています。

○ **吉岡委員**

市川市は屋上緑化に補助金をつけていると思います。

○ **五十嵐委員長**

実際的な緑のカーテンとか、具体的なところでは、指導課長何かありますか。

○ **指導課長**

この後、環境ISO認定式の中で少しお話をさせていただこうかと思っていたのですが、実際に子どもたちは、環境保全活動や省エネ・リサイクル活動を学校版環境ISO認定事業で取り組んでおります。吉岡委員から出ましたように、電気については、例えば「もったいない」とシールに書いて各教室とかのスイッチのところに張って、教室をあけるとときには必ず消すとか、あるいは水道についても無駄に水を流さないようにするなど具体的な活動に取り組んでおります。

○ **五十嵐委員長**

わかりました。ありがとうございます。屋上の緑化については、施設課長、何校かやっているのですか。

○ **教育施設課長**

屋上の緑化については、つい最近では南行徳小学校の屋上に、NPO法人与自然で実施しています。そのほかには3校やっております。

○ **五十嵐委員長**

これからまた教育委員が学校を訪問しますので、その3校の学校名がわかれば教えていただきたい。

○ **教育施設課長**

七中と稲荷木小学校と富美浜小学校、それに南行徳小学校です。

○ **五十嵐委員長**

わかりました。効果はどうか。

○ **教育施設課長**

その辺はまだ調査をしていないのですけれども、今後進めていくためには、緑化をやったときにどの程度室内の温度が下がるかというのを調査してみたいと思います。

○ **五十嵐委員長**

よろしく願いいたします。次に(4)学校版環境ISO認定式について説明してください。

○ **指導課長**

資料は20ページになります。1月29日木曜日の午後3時半からですが、学校版環境ISO認定式を行います。この事業は、各学校の児童生徒、教職員がマネジメントサイクルにのっとり、自分たちの学校に合った環境に優しい活動や環境学習に取り組むというものです。今年度、継続指定校5校と新規指定校5校の10校が工夫しながら取り組み、12月の教育委員会による監査では全校が適合の判定を受けることができました。新規指定校では、自然との共生、身近なところからのエコアップなどを合い言葉に、省エネルギー、省資源活動を実践したり、クリーン作戦やごみゼロ運動を展開したりと、児童生徒、教職員、保護者が一体となった活動を行っています。認定式においては、2年目の指定校、そちらに書いてあります5校ですが、取り組みの報告が行われます。また、新規指定校、これも書いてございます5校に認定証が授与されます。環境教育の重要性が増していますので、今年度は場所をグリーンスタジオにし、多くの方の参加を得まして開催いたします。取り組みとしましては、例えば、絶滅危惧種であるクロメダカの飼育活動を中心に、野生動物の保護についての啓発や環境学習を進めている学校もございますし、全校で省エネ、省資源活動ということで、電気、ガス、水道、ごみの分別などに取り組んでいる学校もございます。また、塩焼小では「塩焼小エコ宣言」を掲示して、活動の内容の徹底を図る、特に裏紙の利用をする取り組みをやっていきます。ほかにもエコたわしをつくっている学校ですとか、文房具、教科書、ノート、学校のを大切にすることとか、子どもたちの工夫で、しっかり食べて給食の残菜を減らす活動などにも取り組んでおります。来年度の予定ですが、全校で学校版環境ISO打ち水大作戦というのをやってみたいと思います。そんなに予算もかかりませんので実施しやすいと思います。これは2次用水を使って、例えばお風呂の残り水ですとかをペットボトルに子どもたちに入れてきてもらって、ある同じ日に小中学校、特別支援学校も入りまして一斉に水をまくというものです。エアコンを入れていただきましたけれども、もっと自然の摂理をにかなった生活ができないかということ、子どもたちも実体験できたらいいなと考えてお

ります。以上です。

○ **五十嵐委員長**

次に(5)中学生海外派遣事業（受入事業）について説明してください。

○ **指導課長**

市川市教育委員会では、日本及び市川市の国際化、国際理解教育の必要性から、国際感覚豊かな青少年の育成を目指し、平成4年度からニュージーランド、平成15年度からはドイツ・ローゼンハイム市に中学生を派遣しております。また、受け入れ事業につきましては、平成6年度、9年度にニュージーランドより、平成16年度からは毎年ドイツより青少年を受け入れ、相互交流を深めてまいりました。今年度、2月26日から3月7日にかけて、ローゼンハイム市立メートヒェン・リアルシューレから生徒14名、引率先生1名を受け入れることとなりました。受け入れ生徒は、ホームステイをしながら市内の公立中学校に体験入学をしたり、役所に表敬訪問をしたり、市内や都内の視察などを予定しております。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

この生徒たちは、各学校14名だとどんなふうに配分されて体験されるのですか。

○ **指導課長**

ホームステイ先を市民に募ります。すでに希望する家庭にお願いをしてあり、現在、進めておるところでございます。

○ **五十嵐委員長**

学区ごとですか。

○ **指導課長**

必ずしも各学校に1名ずつというわけではありません。中学校16校ございますので、ホームステイの受け入れを希望する家庭がない学区もありますし、ある中学では2つの家庭から、ぜひホームステイをさせてほしいというところもございます。

○ **五十嵐委員長**

ことし訪問した生徒の家庭がホームステイ先になるという家庭もありますか。

○ **指導課長**

そういう家庭もございます。自分のお子さんがことしの夏ドイツに行き、ドイツへ行ったときのホストファミリーのお子さんがこちらに来たいと言い、ぜひその方をホームステイさせてもらいたいという方もいます。ことしドイツへ行きましたけれども、残念ながら、いろいろな家庭の事情により、ホームステイはちょっと難しいという家庭もございます。だから、ホームステイを受け入れる家庭には、行ったお子さんの家庭もありますし、全くそうではない家庭もございます。

○ **五十嵐委員長**

またいらしたときの様子も後で教えてください。よろしくお願いします。
次に(6)学校給食費について説明してください。

○ **保健体育課長**

ご承知のとおり、学校給食費は11年間、値上げはしておりませんでした。その間の諸物価は微増の状況であったため、値上げはせず学校において自助努力をしてまいりましたが、なかなか思うようにいかない状況にあります。また、今年は小麦粉の高騰によりまして、パンやめん類が値上がりとなりました。そんな中で、次年度の値上げを検討してまいりましたところ、年末から正月には、オイルが高騰するやいなや1カ月後には下落したというような状況があり、諸物価が大変変動しておりました。オイルが下がったということが、給食の食材にどれだけ影響するかということは不透明ですけれども、今後、もう1度この物価変動の状況を見ながら、それが果たして学校給食に影響するかどうかも含めて、改めて給食費の算定について検討を進めてまいりたいと思います。今回については、一応現状において、学校の給食運営はなかなかやりくりが難しい状況であることだけをご認識いただきまして、はっきりし次第、また改めて教育委員の皆様には、お知らせ申し上げたいと思います。以上でございます。

○ **宇田川委員**

今回は値上げはまだ確定しないということですのでよろしいわけですね。改定額の決め方についてですが、この値上げの価格はどのようなプロセスで決まるのでしょうか。この案では中学校で13.3%の値上げとか、差がかなりあるようなので、どのような考え方でこういう額が決まるのか、教えていただきたいのですけれども。

○ **保健体育課長**

この学校給食費は、いわゆる栄養価の問題がございます。これは文部科学省の学校給食の標準食品構成表というのがございまして、小学生を1とした場合に、中学生は1.13倍、幼稚園生は0.9倍という形で、摂取量が違うことになります。単価の決め方については、これは難しいのですが、1年間に食する食材を全部延べにしまして、1グラムがその時期の単価は幾らになるかを計算いたします。例えば米ですと、45グラムを1人の生徒がとる場合は、その1グラムの単価をそれに掛けまして、すべての食品を全部足していきますと280円、その場の時価によって変動が激しいということですので、こういった状況です。中学生の場合は1.13倍という形になりますので、当然値幅がちょっと違ってくるといって状況でございます。以上です。

○ **宇田川委員**

そうすると給食費の改定という場合の、この給食費自体の中身は、いわゆる原料費だけですね。それ以外は市の負担ということになるわけですね。

○ **保健体育課長**

そうでございます。基本的には学校給食法に規定されておりますので、学校給食運営にかかわる施設、設備、それから人件費については市が負担する。その給食にかかる食材費については保護者負担と学校給食法で定められておりますので、まさしくこれは食材費のみでございます。

○ **宇田川委員**

以前にたしか新聞か何かに市川市の給食の申込書とかが出ましたよね。あれはどういうことだったか、お伺いしたいのですけれども。

○ **保健体育課長**

あれは給食費の未納問題に対する対策として、学校給食申込書というのを出したわけですが、あの給食申込書の大きな原点といいますのは、学校給食法第6条2項にかかわることについて再度確認をするという形でございます。我々は、学校給食に関しては、子どもたちに安全で安心な給食を安定的に提供いたします。それにかかる給食費については親御さんのほうで責任持って払っていただきたいという意思確認を申込書の中でさせていただいたというのが現状でございます。それは、まさしく給食費未納問題に対する相互に役割を確認するための対応策ととらえております。

○ **宇田川委員**

たしか私が読んだのでは、しっかりやっているという感じの報道だったように記憶しています。よそも見習うべきだぐらいの論調で書かれていたと思うので、市川市はいいことをやっているなという思いがあったのですけれども、これは現金で毎月徴収しているのですか。

○ **保健体育課長**

56校ございますが、基本的には現金で払ってもらいます。小学校の場合は、10校ぐらいは銀行引き落としということになりますけれども、残りのほぼ3分の2以上は、いわゆる手集金という形でやっております。

○ **宇田川委員**

こういうようなことまでやるのは、先生方は大変ですよ。担任の先生がやられるのですか。

○ **保健体育課長**

子どもたちが持ってきたものは担任の先生が預かってという形になります。

○ **宇田川委員**

わかりました。ありがとうございました。

○ **五十嵐委員長**

標準食品構成表のカロリーとか栄養とかは、例えば最低のところで行っているわけではないでしょう。残菜との絡みとかがあって、その辺の基準は幅があるのですか。

○ **保健体育課長**

これについては、幅といたしますか、毎日それを食べているわけではないものですから、文科省で決められたものについては、緑黄色野菜については、子どもたちの1日の食事についてはこの程度必要ですよという形で構成表がありますけれども、私どもとしてはなるべくそれに近づけさせるような給食献立を進めておりますので、どの程度かといいますと、私どもとしてはそれに合ったものでつくっているということは申し上げておきたいと思いません。

○ **五十嵐委員長**

栄養士さんの帳簿を見ると、本当に細かくやっているのですね、すごいですものね。

○ **保健体育課長**

実際、給食1日の食品の価格を出すにしても膨大な時間を要します。1つ1つのものを全部データに残して置いて、パソコンのエクセルの中に入れて計算してまいりますので、すぐに出せるというわけではないのですね。これについても、多分2カ月以上の作業で出ております。ですから、物価の変動が激しくなってしまうと、それにふさわしい価格というのは、また2カ月ぐらいかかってしまうような状況で、今のところは変動を見ながら、改めてまた見直していきたいと考えております。今回については、今の状況では上げざるを得ない状況は間違いないのではないかと、ただ、どれだけの値幅になるかは未定であるということでございます。

○ **五十嵐委員長**

そうすると、改定の流れの予定は、調整を行い、12月に額の決定を行う、1月にここで報告して、3月に保護者に通知という流れですけれども、もう1回そこで検討がなされるということですか。

○ **保健体育課長**

これは12月の段階でのことで、その後またことしに入りまして大変な動きがありましたので、今のところは、これがふさわしいのかどうかというのを再度検討してみなければいけないという状況ですので、また改めてお知らせ申し上げたいと思います。

○ **五十嵐委員長**

わかりました。よろしく願います。

○ **吉岡委員**

給食は委託事業でしょう。委託は人材だけを委託しているわけですか。

○ **保健体育課長**

当然調理の専門家ですから、その調理の専門家を会社に委託して、簡単に言えば、食材費とか調味料とか献立は私どものほうからの提供になりますけれども、いわゆる調理技術の人手については会社のほうにお願いしている状

況でございます。

○ 吉岡委員

小学校の委託業者は各学校1つなのですか。

○ 保健体育課長

市内の現在の調理委託会社としては16業者ぐらいが入っていると思います。

○ 吉岡委員

委託するというのは、会社につくってもらって、食材は市のほうで、これでやりなさいということなのですか。

○ 保健体育課長

そうです。ですから、この値上げ分については、まさしく子どもたちの食材費のみでございます。

○ 吉岡委員

給食の献立はその業者が組んでいるわけではないのですか。

○ 保健体育課長

学校の職員、栄養士です。

○ 宇田川委員

近隣の市の比較が出ていますよね。このレベルは同じなのですか。近隣の市も、原料費だけがこの値段なのですか。

○ 保健体育課長

基本的には、これはすべて食材費だけでございます。

○ 五十嵐委員長

自校でやらないで給食センターとかで一括してやって学校へ配る方法と、自分の学校で調理して温かいものをそのまま自分の学校にという方法がありますが、その辺の違いがあるのではないですか。

○ 保健体育課長

比較的安いところはセンター方式ですので、結局は何校分をつくって、それを配送するという形になります。そこら辺では冷めてしまったりとかというようなことはあるかと思いますが、基本的には、安いところはセンター方式で大量につくっているということだと思います。

○ 宇田川委員

わかりました。

○ 五十嵐委員長

実費負担が原則ということですね。では、また検討していただき、ご報告お願いいたします。ありがとうございました。次に(7)市立小学校放課後保育クラブ運営基準の改善に関する陳情について説明してください。

○ 青少年育成課長

12月市議会定例会の報告の一環となります。議会に対しまして、市立小学

校放課後保育クラブ運営基準の改善に関する陳情が出されました。その取り扱いの経過についてのご報告でございます。陳情内容につきましては、23ページの上段にありますように、放課後保育クラブ入所可能学年の延長と放課後保育クラブ保育時間の延長、この2点でございました。この陳情につきましては環境文教委員会に付託されまして、同委員会では採択されました。その内容を本会議で委員長が報告され、そのことをもとに本会議で議決したところ不採択となったものです。なお、この入所可能学年の延長と保育時間の延長につきましては、教育委員会連絡会で検討するということになっております。以上です。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。不採択の理由は何かあるのですか。

○ **青少年育成課長**

陳情に関しましては市議会の中で討論等されますので、内容は、委員長報告のみはわかりますが、最終的に不採択になった理由は多数決によるものです。

○ **生涯学習部長**

実際不採択というのは、ポイントとしては、特に学年の延長や拡大ということになると、社会福祉協議会としての受け皿、予算措置など、いろいろ環境条件も取りそろえなければいけません。ニーズもありますけれども、それに対応するだけのものがあってこそ、初めて対応ができるということで、まだ時期尚早というような意見が基本的な議会の中での流れだと思います。ただ、そういうお声もありますので、我々としては、内部で検討していきたいということです。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。本日の議事は以上でございます。それでは、これもちまして、平成21年1月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時20分閉会)